

## 恵那市教育委員会附属機関等の会議の公開に関する要綱運用要領

令和5年10月2日 教総第1377号 決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、恵那市教育委員会附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成30年恵那市教育委員会告示第15号）に基づき、恵那市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成30年恵那市告示第118号。以下「公開要綱」という。）第10条の規定により、恵那市恵那南地区統合中学校準備委員会設置要綱（令和5年恵那市教育委員会告示第6号）第1条の規定により設置された恵那南地区統合中学校準備委員会の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の方法)

第2条 会議の公開に係る傍聴は、公開要綱第6条第1項に規定する方法によるもののほか、恵那市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置した設備を用いて、インターネットを利用した会議の音声の同時配信（以下単に「配信」という。）を行い、傍聴者が傍聴する方法によることができるものとする。

2 傍聴者は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の許可を得た場合は、この限りでない。

(配信の中止)

第3条 教育委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは、配信を中止することができる。

(配信に関する権利)

第4条 配信に係る音声に関する権利は、教育委員会に属する。

2 配信内容を許可なく他のウェブサイト若しくは著作物等へ転載すること、又は著作権法（昭和45年法律第48号）で許された範囲を超えた複製を禁止する。この場合において、著作権法で許された範囲内で複製する場合でも、その複製物を目的外に利用すること、内容を加工し、又は改変することを禁止する。

3 配信は、恵那南地区統合中学校準備委員会の会議の会議録及び会議要旨とはならない。

4 前3項の規定は、市公式ウェブサイトにも明記するものとする。

(庶務)

第5条 配信に関する庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、恵那南地区統合中学校準備委員会の会議の公開に関し必要な事項は、教育委員会事務局教育総務課が別に定める。

附 則

この要領は、決裁日から施行し、同日以後に開催が決定する恵那南地区統合中学校準備委員会の会議について適用する。